

第 7回砂川市総合計画審議会 議事録

日 時：平成 22年 6月 28日 午後 2時 55分から午後 4時 00分

場 所：砂川市役所 本庁舎 3階 大会議室

出席者：

【審議会委員（会長、副会長、以下五十音順 敬称略）】

会長 小泉洸、副会長 水島孝嗣、麻谷浩恵、井上宏美、内野キミ子、瓜俊雄、奥山一枝、尾崎壽、河合保、木川由美子、小林祐司、其田勝則、田村英規、西島勝志、廣瀬清、堀江和美、三浦三千男、三木典明、山根正久

欠席者：三谷将、村中雄司

【砂川市関係者】

総務部長 角丸誠一、市民部長 井上克也、経済部長 栗井久司、建設部長 西野孝行、建設部技監 金田芳一、建設部審議監 山梨政己、教育次長 森下敏彦、市立病院事務局長 小俣憲治、市立病院事務局審議監 佐藤進、消防長 佐々木薫

【事務局】

広報広聴課長 湯浅克己、広報広聴課副審議監 近藤恭史、
広報広聴課企画調整係長 玉川晴久、広報広聴課企画調整係主任 早川浩司、
広報広聴課企画調整係主任 杉村有美、広報広聴課企画調整係主任 米谷和敏

1. 開会

総務部長：皆様、本日は大変御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第 7回砂川市総合計画審議会を開催致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

2. 会長挨拶

会 長：今日で 7回目ですが、確か初めての会議の時もすごく暑い日で、おまけにこの大会議室は、市役所で一番暑い部屋になります。大変お疲れとは思いますがよろしくお願ひします。いよいよ答申が渡ったわけでありませう。お読みになっていただいたと思ひますが、本文の主旨でこれだけとは言えるところがありましたら、最終段階で差し替え出来るかどうかわかりませうけれども、ご発言願ひしたいと思います。今日は大体 2時間ぐらひを予定しておりますが、よろしくご審議の程お願ひ致しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

総務部長：ありがとうございました。まず本日の会議につきましては、三谷将委員、村中雄司委員の 2 名がご都合により欠席されておりますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。では、引き続き、議事に移りたいと思ひます。これより、会議の議長を、小泉会長にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3. 議事

(1) 報告事項

会 長：それでは協議事項に入らせていただきます。事務局より、これまでの審議を踏まえて作成されました砂川市第 6期総合計画書(案)について提案されましたので、全体で審

議致したいと思います。それでは総論から説明をお願いします。

事務局：それでは協議事項の 1 点目、砂川市第 6 期総合計画（案）答申資料に基づきまして説明させていただきます。

始めに 3 ページ以降を「総合計画の策定にあたって（総論）」としておりまして、今回を含めこれまで審議会を 7 回、専門部会を 16 回開催し、協議されました内容に基づきまとめたものでございます。第 4 回総合計画審議会の中では、素案を報告事項としてお示ししていましたが、今回につきましては、この素案のまとめ直しをおこなったものであります。

まず 1 点目の「総合計画の考え方」につきましては、お示し致しました素案に、社会情勢などの変化を踏まえまして、文言の整理をおこなったところでございます。

続きまして 5 ページの「砂川市の概要」につきましては、このうち（2）の「砂川市のあゆみ」につきましては 6 ページになりますが、砂川市の歴史に関する記述をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、以前お示し致しました素案に、駅東部開発、市立病院の改築など、最近の状況なども書き加えております。その他の部分につきましては前回お示したものと同じで、若干文言の整理をおこなっているところでございます。これがまずは「総合計画の考え方」、「砂川市の概要」という形になります。

続きまして、9 ページの「時代の潮流」であります。こちらにつきましては、以前お示ししていたものに「（5）安全・安心に対する意識の高まり」を書き加えたものであります。防災・防犯のなど、あらゆる分野で安全・安心を重視した取り組みが求められていますので、この「安全・安心に対する意識の高まり」を今回書き加えたところでございます。

続きまして（7）11 ページになりますが、「地方分権型社会の進展と厳しい財政運営」、こちらにつきましては、今までお示ししておりました資料に、「地方分権」という形で表現をしておりましたが、今回から「地域主権」という国の流れがありますので、「地域主権」という考え方を基に書き換えをおこなっておりまして、若干、文言の整理などもおこなっているところでございます。以上が 1 番目の「総合計画の策定にあたって（総論）」の変更点について説明をさせていただいたところでございます。

続きまして、「基本構想」に入らせていただきます。始めに、13 ページに「1 まちづくりの基本理念」を掲載させていただいたところでございます。こちらにつきましては、将来にわたって持ち続ける、まちづくりの基本姿勢と致しまして、こちらに記載のとおり、まちづくりの主役は市民です。「まち」は、人々が日々生活する場であり、まちの主人公は、そこに暮らす市民です。「まちづくり」は、そこで暮らす人々の視点に立って、その主体的な取り組みを基本として進めます。

砂川市第 6 期総合計画では、砂川市の風土、歴史、文化、産業などを再認識するとともに、新しい時代に向けてこれを活かし、人とまち、健康、福祉、環境を大切に、心豊かな人々を育み、安全で安心して暮らせる元気で活力ある砂川市を目指してまちづくりを進めますとまとめさせていただいたところでありまして、こちらにつきましては今回、改めて提示をさせていただくものであります。

続きまして、14 ページ、「2 めざす都市像」につきましては、前回の審議会におきまして、「安心して心豊かに いきいき輝くまち」という、砂川市のめざす都市像をご承認いただいたところでありまして、この「安心して心豊かに いきいき輝くまち」は、「安心」「心豊か」「いきいき」が結びついて、「輝くまち」の実現に向けてまちづくりを進めるといったものであります。

この 4 つの言葉に込められました想いは、「安心」については、緑豊かな恵まれた自然環境と医療・福祉などが充実した良好な生活環境の中で、子どもからお年寄りがやさしさに包まれ、安全で安心して暮らせるまちを目指しますというものであります。

「心豊か」につきましては、市民と行政の協働は、人と人の支え合いが原点です。人づくりや地域づくり、充実した教育・文化環境などが育まれた中で、優しい心の通い

合った、心豊かなまちを目指しますとしたところでございます。

「いきいき」につきましては、積極的な行動力により、地域産業の活力を生み出すとともに、市民が生きがいを持ち、明るく元気な笑顔が行きかう、いきいきとしたまちを目指しますとまとめました。

「輝くまち」につきましては、「安心」「心豊か」「いきいき」が結びついて、将来へ向かってチャレンジしながら可能性を伸ばし続け、人や地域、まちが希望をもって輝くまちを目指しますとまとめたところでございます。

このように、4つに込められた想いをまとめたところでございます。

続きまして、15ページ、「3 まちづくりの基本目標」につきましては、各基本目標は、第5回審議会でご承認いただいたものでありますが、並び順を、都市像に合わせて変えたところであります。

基本目標1につきましては、「生活環境・防災」、基本目標2につきましては、「医療・保健・福祉」、基本目標3につきましては、「教育・文化・スポーツ」、基本目標4につきましては、「都市基盤」、基本目標5につきましては、「産業振興」、基本目標6につきましては、「市民参画・コミュニティ・行政運営」と変更させていただきました。

これまでお示ししていたものにつきましては、第5期総合計画に合わせまして、「産業振興」「都市基盤」「生活環境・防災」「医療・保健・福祉」「教育・文化・スポーツ」「市民参画・コミュニティ・行政運営」の順としていたものであります。こちらにつきましては、先程お話ししたとおり、変更をさせていただいたところであります。

続きまして、18ページ、「4 基本構想を実現するため」につきましては、めざす都市像を実現していくために、分野ごとの取り組みを進めるとともに、それぞれの課題解決に向けて、総合的、効果的にまちづくりを進めることが必要であります。「まちづくりの主役は市民です。」というまちづくりの基本理念のもと、これからのまちづくりは、地域主権型社会の中で、地域が自らの判断と責任で決める地域社会を推進し、地域をつくる力となる地域コミュニティを育みながら、協働のまちづくりを進め、また、持続可能な地域社会の形成を図るため、健全な財政基盤の確立を進めるためには、まちづくりの取り組みに対する共通した考え方を推進する必要がありますことから、記載のとおり「1 協働によるまちづくりの推進」として、市民・地域・事業者・行政などが、お互いの信頼関係を築きあい、市民活動の活性化を図るとともに、市民が主体的に参画するまちを目指します。

2点目と致しまして、「2 地域コミュニティの推進」として、多様なコミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民自らが主体的に地域課題の解決に取り組むことができるまちを目指しますと致しました。

3点目と致しまして、「3 健全な行財政運営の推進」として、地方分権時代に対応した行政運営を推進するとともに、財政の健全性を維持していくことができるまちを目指しますとしました。

以上の3つを基本的な考え方と致しまして、まちづくりの取り組みを進めることとしてまとめたところでございます。これも新たなものとして記載をさせていただいたところでございます。

続きまして、「基本計画」となります。21ページ、「1 施策の体系」につきましては、これまでもお示ししておりました、35事業、104施策としてまとめたものであります。

A3版の資料でご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましても、今まで提示させていただいたものと並び順を変えて、生活環境・防災、医療・保健・福祉、教育・文化・スポーツ、都市基盤、産業振興、市民参画・コミュニティ・行政運営と、このような形でまとめさせていただいたところでございます。

続きまして、22ページ、「2 まちづくりの基本指標」につきましては、1点目と致しましては、将来人口についてであります。前回の審議会におきまして、ご承認いただきました住民基本台帳に基づき、推計人口を16,816人とし、平成32年度末の目標人口を17,000人として、まちづくりを進めていくこととしてまとめたものでございます。

続きまして、23ページ、「3 土地利用の基本方針」につきましては、前回の審議会におきまして、ご承認いただきましたとおりまとめたものでございます。

続きまして、24ページ、「4 まちづくりの重点課題の推進」につきましては、こちらも前回の審議会におきまして、ご承認いただきましたとおり、まとめたものでございます。

続きまして、26ページ、「5 まちづくりの施策別計画」につきましては、27ページ以降、施策毎に、「目標」、「現状と課題」、「基本事業とねらい」をまとめたものであります。

「目標」及び「基本事業とねらい」につきましては、審議会におきまして、ご承認いただいたところでありますが、「現状と課題」につきましては、今回新たに作成したものでございます。こちらにつきましては、各専門部会でご協議いただきました各基本事業の現状と課題に、審議会におけます委員の皆様のご意見などを踏まえ、各施策の現状と課題としてとりまとめをおこなったものでございます。

27ページ以降の資料につきましては、若干の訂正部分がありまして、先日訂正ということで資料をお渡ししているものに加えまして、本日その追加分として訂正をさせていただいているところがございます。

このように訂正が重なり、大変申し訳ないと思っております。

この中で、事前にお渡しした資料の2ページ下段、60ページの「移動交通手段の充実」におけます、「コミュニティバスなど」の表現について記載をさせていただきます。

「コミュニティバス」と固有名詞で表現された場合、「コミュニティバス」ありきという考え方で一人歩きする懸念もありますので、この部分を削除し、これまでの協議のとおり、規定の概念にとらわれずに、新たな公共交通サービスの実施に向けた、調査、検討を進めるというような考え方であります。「コミュニティバス」以外にも、乗合タクシーですとか様々なものがあります。「コミュニティバス」と記載されますと、まずは「コミュニティバス」の検討がされるのかという誤解も招く恐れがありますので、今回は「コミュニティバス」も含めながら検討するのですが、固有名詞につきましては削除させていただきたいというふうに存じます。

今回の他の訂正分につきましては、若干の文言の訂正と字句の修正などをおこなったところでございます。膨大な資料を今回お渡ししておりまして、すべてご説明すればよろしいかと思いますが、時間の都合等もありまして、今回訂正した部分、あるいは、新たに計上したものにつきましては、ご説明をさせていただいたところでございます。以上、「砂川市第6期総合計画(案)」につきましては、ご提案申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長：ただいま、「砂川市第6期総合計画(案)」の「総論」、「基本構想」、「基本計画」の提案がありました。質疑は1つずつ分けて受け賜りたいと存じます。まずは「総論」につきまして、何か質疑ありましたら、遠慮なく発言していただきたいと思います。

～質疑等なし～

会 長：それでは「総論」の部分はこれでご承認いただいたということでよろしいですか。

～全委員が承認～

会 長：ありがとうございます。それでは、「基本構想」について、どなたかご発言ありませんか。

委 員：「基本構想」、「基本計画」の目次があればと思います。

会 長：具体的にどういうものですか。

委員：「基本計画」の「5 まちづくりの施策別計画」の項目がないということです。

会長：すいません、もう少し具体的におっしゃってください。

委員：2ページの目次で、「5 まちづくりの施策別計画」とあるのですが、それがあまりにもまとめすぎみたいな感じがあって、26ページから、例えば「人と環境にやさしいというおいのあるまち」、そういうのは小項目のものなので、もしできればそれを示しておいた方がいいかなと思いました。はじめの目次に載せるのではなくて、例えば、まとめとして、基本計画の目次として載せた方がわかりやすいのではないかと思います。

事務局：委員よりご意見伺いまして、確かに2ページの目次だけではわかりづらいという部分もございますので、例えば、基本計画の部分として、あるいは基本構想の部分としてということで、こちらにつきましては検討致しまして、どのような形でどの辺にくるのかは今はお話できませんが、2ページの目次とは別に、わかりやすいような形で表現をしてみたいと考えております。

会長：15ページの「まちづくりの基本目標」の2番目、「医療・保健・福祉」のところで、文章の一番下の方の「質の高い総合的な」とあるのですが、これは、我々医療分野の用語を使いまして、「地域包括的」という文章になるのが適当だと思います。総合的というよりも、私共の業界用語で言えば、「地域包括的な医療の充実」というふうになります。

事務局：ただいまご意見いただきまして、こちらにつきましてはそのような形の中で表現を改めさせていただきたいと思います。

会長：他にございませんか。

～ 質疑等なし～

会長：ありませんようでしたら、「基本構想」についてはご承認願えたことに致したいと思います。

～ 全委員が承認～

会長：次は「基本計画」についてであります。何か質問等ありませんか。
どうも私が発言ばかりしているのですが、病院関係、特にドクターと個別に色々な話をした過程で、まちの計画としては、市立病院を中心とした医療・福祉のまち、これは大変けっこうなことです。
それだけ市立病院に市民が行くのもわかりませんが、医療を受ける市民全般の参画する意識に関する文面が足りないのではないかと思います。具体的にどうこうというわけではありませんが、そういう意見を持っている先生が何人かおられます。
期待されるのはわかりませんが、医療を提供する側だけではなくて、医療を受ける側、つまり市全体で、医者を養成していかなければならないという論点が足りないのではないかと考えております。
前回にも申し上げましたように、一番具体的な例はコンビニ受診。医者都合は一切かまわないで、夜遅くに平気な顔をしてやってくる。それから救急車をタクシー代わりに使う、それから医事訴訟が非常に多い。こういうことは医療側にとっては大変なことでありまして、ただでさえ忙しいドクターを酷使することになります。
ですから、受診する側の心構えというものを、もう少し謳ってほしいとドクター側も思っておりますし、私も思っております。

その辺について、いかがお考えでしょうか。

事務局長：受診される側の心構えということで、私達の医療現場ではそういう問題が多少あると思います。ただ、めざす方向性については、地域医療に特化しておりますことから、コンビニ受診のようなものがなくなればもっと楽になるのは事実ですが、受診にきたら受け入れざるを得ないという状況であります。その件について、どのような適切な方法があるか再度検討していきたいと思います。他市あるいは民間の医療機関との連携に対する考え方を整理した中で、何か発想はないかと考えておりますが今はちょっと思いつきません。

会長：医師数は全国平均で、人口 10万人に対して、240人ぐらいであります。しかし、砂川市は、その倍の 450人ぐらいになります。ですから、非常に恵まれた地域なわけでありまして、いつも申し上げているように、救急車を断ることもないし、お産を断ることもないので。ものすごく恵まれた環境にあることから、限られた医療資源を大切にしたい、大切に使うってほしいというのが我々医療側の要望であります。ですから、その辺を掲載するような文言を 1行でも加えていただけないかと思っております。それと、ロードヒーティングという具体的な名前が出てしまったのですが、周辺道路や歩道の除排雪、除排雪という言葉は確かに出ております。先程のコミュニティバスと同じで、ロードヒーティングという文言が消えております。予算的な思惑もあるのだと思うのですが、その辺をぜひもうちょっと具体的にさせていただきたいと思っております。ロードヒーティングという文字は使わなくていいと思っておりますが、通院する歩行者のための対策みたいなところを、もう少し具体的にさせていただけたらと思っております。これはお答えしなくてよろしいです。私からの要望です。それでは、基本計画につきまして、ご質疑がなければ、ご了承していただいたとしてよろしいですか。

～ 全委員が承認 ～

会長：ありがとうございました。総合計画（案）については、1から 3までご審議いただきました。続いて、協議事項の答申（案）について、事務局よりご説明願いたいと思っております。

事務局：今お話がありました医療の関係につきましては、もう一度協議をさせていただきたいと思っております。加わる箇所と致しましては、46ページの 2-6(医療)に、誰もが安心して医療を受けることができるまちづくりという項目がございまして、誰もが安心して医療を受けられるのは、医療体制が整っているからということもございまして、それらも含めながら表現をさせていただきたいと思っております。今すぐ、どのような表現かは思い浮かばないところもございまして、協議させていただいて、書き加えてまいりたいと考えているところでございます。

会長：ありがとうございます。よろしくお願い致します。それでは、本文の答申（案）につきまして、ご説明をいただきたいと思っております。

事務局：それでは、協議事項の 2点目であります答申（案）について、ご説明をさせていただきます。資料 2のとおり、これまでの審議の状況などを踏まえまして、砂川市第 6期総合計画(案)を決定し、答申とする旨の答申(案)を作成したところでございます。答申(案)につきましては、次のとおりでありまして、平成 21年 5月 25日に、砂川市総合計画審議会条例の規定に基づき、諮問のありました「砂川市第 6期総合計画」について、本審議会ではこれまで、全体会議を 8回、専門部会を 16回、専門部会部長会議を 1回開催し、多くの意見を交わしながら、慎重に審議を行ってまいりました。

新しい総合計画を審議するにあたり、市民アンケート調査や中学生・高校生アンケート調査、砂川市がめざすまちの姿の市民意見募集のほか、子どもワークショップや市民懇談会を実施し、まちづくりに対する市民の意向を広く取り入れながら、本市における現状と課題、まちづくりの方向性など、審議委員の経験や知識を活かしながら十分に審議を尽くし、別添のとおり「砂川市第 6 期総合計画（案）」を決定しましたので、これをもって答申とします。なお、今後、市におかれましては、この答申を踏まえて、「砂川市第 6 期総合計画」を策定されるとともに、「めざす都市像」を実現するために、「協働によるまちづくりの推進」、「地域コミュニティの推進」、「健全な行財政運営の推進」をまちづくりの基本的な考えとして掲げ、6つの「まちづくりの基本目標」、5つの「まちづくりの重点課題の推進」を軸として、確実にまちづくりを推進されますようお願い致します。以上、答申と、まちづくりに対する要望と致しまして答申案をまとめ、ご提案申し上げるところでございます。なお、答申につきましては、先程ご審議いただきました「砂川市第 6 期総合計画（案）」と、お手元に資料として配布しております「砂川市第 6 期総合計画審議会専門部会審議結果」を併せて提出する予定としているところでございます。ご提案申し上げました答申案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長：ありがとうございました。ただいま市長へお渡しする、砂川市第 6 期総合計画についての答申（案）のご説明がありました。それと、答申の本文に付随して、各専門部会でディスカッションしてきた審議結果を併せて答申するというところでございます。まず、答申（案）についてはどうですか。特別ご意見ございませんか。

～ 全委員が承認 ～

会 長：付随して、砂川市第 6 期総合計画審議会専門部会審議結果ですが、これもよろしいですか。

～ 全委員が承認 ～

会 長：以上で審議する内容は終わりました。何かありましたらお願いします。

4. その他

事務局：「過疎地域自立促進市町村計画」に関するご協力の依頼であります。砂川市は、人口減少などによりまして、平成 9 年 4 月 1 日に過疎地域活性化特別措置法による「過疎地域」の指定を受け、「砂川市過疎地域活性化計画」を策定し、また、平成 12 年 4 月からは、過疎地域自立促進特別措置法においても同様に過疎地域の指定を受けまして、「砂川市過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、過疎地域として自立促進を図ってきたところでございます。こちらの過疎地域自立促進特別措置法につきましては、本年 3 月 31 日で執行期限を迎えましたことから、改正の過疎地域自立促進特別措置法として、新たに 4 月 1 日から 6 年間の期限で過疎地域自立促進特別措置法が新たに施行されまして、同様に、砂川市は、過疎地域の指定を受けたところでございます。そのために、砂川市におきましては、「砂川市過疎地域自立促進市町村計画」というものを新たに策定する必要が生じてきたところでございます。過疎地域の指定を受け、計画を策定致しますと、国の補助金の割合の特例のほか、建設事業を実施する際には、地場産業に係る事業、或いは観光、若しくはレクリエーションに関する事業など指定された事業、また、新たに地域の住民が将来にわたりまして、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためのソフト事業につきまして、過疎対策事業債という地方債を財源と致しました事業を実施することができるものであります。過疎対策事業については、現在建設中の市立病院においても、過

疎対策事業債を充当致しまして、事業を実施しているものでございます。一般的な事業債ではありますが、後年度の地方債を償還する経費について、地方交付税によりまして、財源の措置がされるという、非常に使い勝手のいい有利な財源という形の地方債で、こちらを発行できるように現在進めているところでございます。この地方債を発行するためには、先程お話致しました、「砂川市過疎地域自立促進市町村計画」というものを策定しなければならないということで、北海道から、この計画の素案策定が現在求められております。今後、この素案について、北海道との間で事前協議が図られることとなっております。

計画素案の内容につきましては、総合計画の審議の中で、協議された事項が盛り込まれているものがございます。また、総合計画と同様の項目毎に現況と問題点をまとめ、問題点を解決するための対策が記載されているものでございます。6月30日までに北海道へ素案の提出を予定しているところでありますが、委員の皆様へのお願いでございますが、この素案につきまして、提出後の7月1日あるいは2日に、お手元にこの素案資料をお届けしてまいりたいと存じますので、内容についてお目通しいただき、7月5日開催予定の審議会において、その内容についてご意見などがございましたら、その時に頂戴したいと考えているところでございます。総合計画の審議が終了し、やっと一息といったタイミングで大変申し訳ございませんが、この計画の策定につきましては、基本的には、市民の意見を聴集して策定するということが言われておりますけれども、如何せん、策定が6月頭から6月中に策定するという、非常にタイトなスケジュールの中で、各道内の市町村は策定していることもございまして、なかなか市民の皆様の意見を聞くということは、現実的には困難な部分がございます。今回につきましては、総合計画の審議会で審議されている内容をベースに、今回の計画を策定させていただいておりますので、大変申し訳ございませんが、内容をご覧いただきまして、ご意見等を賜りたいというふうに存じております。

この計画策定にあたりましては、今後、皆様からご意見をいただきまして、7月の中旬には市民の皆様へのパブリックコメントも予定しているところでございます。意見を最終的にまとめ、9月の市議会に提案を致しまして、議決を得ることによって計画が認められるということになります。この計画が認められることにより、過疎対策事業債の対象にもなるということになっておりまして、例えば、病院の事業では、過疎対策事業債から50億を超える額を借りることになっています。この過疎対策事業債につきましては、先程お話し致しましたが、この事業債の償還に関しまして、地方交付税で7割が算入されるということになっておりますので、3割の負担によって事業が実施できるという、非常に有利なものであります。ぜひとも計画の方は決定してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきまして、ご意見を賜りたいと考えております。

以上、「砂川市過疎地域自立促進市町村計画」に対するお願い事項であります。

会 長：ありがとうございます。我々市民に直接過疎債といっても、ピンとこないところなのですが、確か、お金を借りやすく、率も安く、相当長い分割払いができるという利点があると聞いておりました。7月1日から2日頃、素案が皆さんのお手元に届くこととなりますので、そういう経過を通して、案を見ていただくことについてはよろしいですか。

～ 全委員が承認 ～

会 長：どうもありがとうございました。それでは、第8回総合計画審議会開催案内についてご説明願います。

事務局：事務局より、第8回になります審議会の開催につきまして、お知らせ致します。次回の審議会につきましては、先だって、メールならびにファックス等でご案内致しまし

たように、7月5日、来週の月曜日の午後3時から、第8回の審議会の開催を予定しているところでございます。次回の審議会におきましては、本日ご審議いただきました答申書につきまして、訂正箇所等のご確認をいただき、その答申書につきまして審議し、そして、決定致しましたら、それを持って全員で市長室で答申をおこないたいというふうに考えております。会議の方は、午後3時に大会議室にお集まりいただき、審議した後、2階に下りまして答申をおこない、答申後、大会議室にお戻りいただきまして閉会という予定をしているところでございます。事務局の方から、次回の審議会の開催につきまして、お知らせをさせていただきました。

5. 閉会

会 長：ありがとうございました。最後となります第8回審議会では、市長へ答申書を渡すというセレモニーであります。その前に若干の変更点についてご審議いただくことになっております。7月5日は今日のように暑くなりそうですが、これが最後となりますので、全員のご参加をお願いしたいと思っております。以上で予定された議題は終わりました。

大変暑い中のご審議、誠にありがとうございました。これで大体大筋が固まったということになります。長い時間のご審議ありがとうございました。本日はこれで終了致します。